

生活保護を申請しようとする方へ

生活保護のしおり



この「しおり」は、生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや、相談のある方は、下記へお問い合わせください。

男鹿市福祉事務所（男鹿市福祉課）保護班

電話番号 0185-24-9118

FAX 番号 0185-32-3955

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1

1 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、家族のなかで働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対し、すべての国民の「人間らしく生きる権利」を保障した憲法第25条の理念に基づき、人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。



2 生活保護の内容

(1) 扶助の種類

生活保護の原則として、世帯（暮らしを一緒にしている家族）を単位として、次の8種類の扶助を行います。

①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用

②住宅扶助

家賃、地代などに必要な費用

③教育扶助

義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用

④介護扶助

介護サービスを受けるために必要な費用

⑤医療扶助

医療機関での診療、薬剤、施術などに必要な費用

⑥出産扶助

出産に必要な費用

⑦生業扶助

高等学校等への修学、就職のための資格取得などに必要な費用

⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際の葬儀などに必要な費用

※学習支援費（教育扶助、生業扶助）

小学校・中学校（教育扶助）、高等学校等（生業扶助）の課外のクラブ活動に必要な道具類や大会・合宿への参加に係る交通費などの費用

※医療扶助

生活保護受給者は国民健康保険や後期高齢者医療制度の対象とならないため、医療費の全額（社会保険加入者は自己負担相当分）が生活保護費から現物支給

(2) 一時的な扶助

一時的に必要な費用として国の定める範囲内で次のようなものを支給することができます。

①被服費

被服、布団類、新生児のための産着等が全くない場合などに必要な費用

②入学準備金

小学校・中学校等に入学する準備などに必要な費用

③家具什器費

炊事用具・食器、暖房器具等の持ち合わせがない場合に必要な費用

④住宅維持費

家屋の修理・補修、雪下ろしなどに必要な費用

⑤配電設備費

配電設備がない場合に新設に必要な費用

⑥水道等設備費

水道・井戸、下水道設備の新設に必要な費用

⑦通院交通費

医療機関を受診する際の電車・バスなどに必要な費用



※就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

※進学・就職準備給付金

生活保護受給世帯の子どもが高校等を卒業後に、大学や専門学校等へ進学または、就職する際に支給されます。

3 生活保護の決め方

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が最低生活費を下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給されます。

(1) 最低生活費とは

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で定めた基準により計算された生活扶助費をはじめ、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助を合計した1ヶ月分の生活費であり、月によって変わる場合があります。

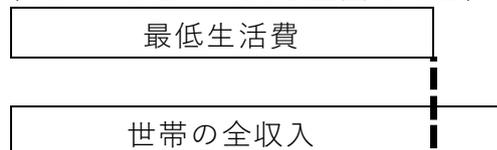
(2) 収入とは

働いて得た収入、年金や手当、資産を貸したり売ったりして得た収入や親・兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯全員の収入を合計したものです。

- 生活保護が受けられる場合
(収入が最低生活費に満たない場合)



- 生活保護が受けられない場合
(収入が最低生活費を上回る場合)



4 生活保護が決定されるまでの流れ

(1) 生活保護の申請

①申請

- ・生活保護を受けるには、本人や家族などの申請が必要です。
- ・申請するときには、福祉事務所に備え付けている申請書に必要事項を記入し、提出してください。
- ・申請書の記入が難しいときは、申請のために必要な援助をしますので、遠慮なく申し出てください。
- ・病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に連絡してください。
- ・申請すると14日以内（どんなに遅くとも30日以内）に生活保護が受けられるかどうか、受けられる場合はどういう保護をどれだけ受けられるかなどの内容を記載した回答（決定）が文書で通知されます。

②申請をやめたいとき

- ・申請したあとで、家族等と再度話し合ったり、また、困っている事情が変わったりしたことなどにより、生活保護の申請をとりやめたい場合、「申請の取下げ」ができます。
- ・この場合、不服があっても審査請求などの不服申立てができませんので、ご注意ください。
- ・福祉事務所の職員から申請の取下げを働きかけることはありません。

※不服申立てとは

行政の決定（処分）に対して納得いかない（不服がある）場合に、審査請求、再審査請求をすることができる制度のことです。

(2) 調査

- ・申請があると福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問などの方法により生活保護が必要かどうかの調査をします。
- ・調査の内容には次のようなものがあります。
 - 現在の生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況、収入、資産、預貯金、保険など
 - 今までの生活状況、医療や介護の状況、課税状況、その他

(3) 決定

- ・調査結果をもとに、国で定めた基準により生活保護が必要かどうか、また、必要であればどの程度であるか、福祉事務所長が判断し、その内容を文書で申請者に通知します。
- ・生活保護が受けられる場合、原則として申請日から生活保護が開始されます。

(4) 生活保護の決定内容に疑問があるとき

①福祉事務所への問い合わせ

- ・福祉事務所の決定について疑問があるときは、直接、福祉事務所に説明を求めてください。



②不服申立て

- ・福祉事務所の決定に不服がある場合は、秋田県知事あてに審査を求めることができます。
- ・秋田県知事の裁決にも不服がある場合は、厚生労働大臣あてに再審査を求めることができます。

5 生活保護が開始された場合

(1) 保護費の支給

- ・原則として毎月決められた日（月の初日）に1か月分の生活保護費が金銭で支給されるか、指定の口座に振り込まれます。
 - ※月の初日が休日の場合は、前月の最終平日
 - ※4月のみ、月の初日が休日の場合は翌平日
- ・医療費や介護費は、福祉事務所から医療機関や介護機関に直接支払います。
- ・住宅家賃は貸主、学校給食費は学校長に福祉事務所から直接支払う場合があります。

(2) 生活保護を受けている間の留意事項

- ・生活保護を受けている間は、定期的に収入を申告するなど、必ず守っていただくことがあります。
- ・資力がありながら保護を受けた場合は、保護費を返還していただくことがあります。
- ・悪質な不正受給があった場合は、告訴等を行う可能性があります。
- ・生活保護を受けるにあたっての留意事項等については、福祉事務所のケースワーカーから説明を受けてください。

※自動車の保有・使用について

自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくことになります。

ただし、自動車による以外に通勤する方法が全くない等の理由により、真にやむを得ない状況である場合は、自動車の保有が認められる場合があります。また、障害者が通院や通勤用に自家用車を保有する場合は、医師の所見等により判断します。

自家用車等の保有の可否については、生活保護の受給決定後に検討することになります。

※住宅ローンや借金について

生活保護受給中は原則として住宅ローンや借金の返済ができません。

生活に充てるべき保護費から返済を行うこととなるため、多額の返済は世帯の自立助長を阻害する、保護受給中の資産形成につながる等の理由からです。そのため、住宅ローンや借金を返済している場合は生活保護を適用できないことがあります。

詳細につきましてはご相談ください。

6 ご注意ください

暴力団員は、生活保護を受けることができません（ただし、急迫した状態にある場合等は除きます）。

わからないことや、相談のある方は、福祉課保護班へお問い合わせください。